消防法施行令規則早見表（消火器を設置する時の関係法令です）

消火器設備を必要とする明細	少量危険物等		少量危険物（指定数量の1/5以上で指定数量未満の危険物）及び危険物政令別表第四で定める数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うもの																																					令10-1-4
	地階・無窓階・3階以上		全	床面積50㎡以上のもの	全					床面積50㎡以上のもの					全	床面積50㎡以上のもの																								令10-1-5
	その他		全	150㎡	全					150㎡					全	150㎡				300㎡		150㎡		300㎡		150㎡					300㎡	全	各用途別と同じ		全	全	全				令10-1-1、2、3
	防火対象物		1		2				3		4	5		6				7	8	9		10	11	12		13		14	15	16			16-2	16-3	17	18	19	20	令別表一
			(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			(イ)	(ロ)			(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)			(イ)	(ロ)		(○)					
			演芸場、観覧場劇場、映画館、	公会堂、集会場	ナイトクラブ等キャバレー、カフェー、	遊技場又はダンスホール	性風俗営業店舗等	カラオケボックス等	待合、料理店等	飲食店	販売業を営む店舗又は展示場百貨店、マーケットその他の物品	その他これらに類するもの旅館、ホテル、宿泊所	寄宿舎、下宿、共同住宅	病院、診療所、助産所	特別養護老人ホーム等老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム、	軽費老人ホーム等小規模多機能型居宅介護施設、老人デイサービスセンター、	幼稚園又は特別支援学校	これに類するもの各種専門学校その他高等専門学校、大学、小学校、中学校、高等学校、	これに類するもの美術館その他図書館、博物館、	熱気浴場等公衆浴場のうち、蒸気浴場、	イ項以外の公衆浴場	航空機の発着場船舶もしくは車両の停車場、	神社、寺院、教会等	工場、作業場	映画スタジオ、テレビスタジオ	自動車車庫、駐車場	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	倉庫	前号に該当しない事業場	複合用途防火対象物6項口が存する	存する複合用途防火対象物6項口以外の特定防火対象物が	左記以外の複合用途防火対象物	左以外の地下街	せたものられたものと当該地下道を合わで連続して地下道に面して設け地階（二十六の二）項をのぞく）	史跡等の建造物重要文化財、重要有形民族文化財、	アーケード延長五十メートル以上の	市町村長の指定する山林	（省令5条）総務省令で定める舟車	
基本設置	建物又は工作物に対して	1単位／50㎡毎	適		適	適	適	適																							各用途別と同じ	適	適	適				規6-1
		1単位／100㎡毎		適					適	適	適	適	適	適	適	適	適			適				適	適	適	適	適		適	各用途別と同じ							規6-1
		1単位／200㎡毎																適	適			適	適						適		各用途別と同じ							規6-1
	耐火構造の場合	1単位／2倍㎡毎	上記面積の2倍をもって1単位とする。（主要構造部を耐火構造とし、内装を難熱材料（不燃材料、準不燃材料を含む）で仕上げた場合）																																				規6-2
附加設置	少量危険物	1単位／指定数量	危険物政令別表第三に定める指定数量の1/5以上指定数量未満に対して附加設置する。																																				規6-3
	指定可燃物	1単位／指定数量×50	危険物政令別表第四に定められた数量以上に対して附加設置する。																																				規6-3
	電気設備	1本／100㎡以下毎	変圧器、配電盤その他これに類する電気設備のある場所に対して附加設置する。																																				規6-4
	多量火気使用	1単位／25㎡毎	鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所に対して附加設置する。ただし、油類があれば「危」か「少危」にて別途計算が入用である。																																				規6-5
配置	設置距離	歩行距離20m以下	規則（6-1）（6-2）（6-3）（6-4）（6-5）による消火器具は、各対象部分からそれぞれの消火器具に至る歩行距離が20m以下ごととし、各階ごとに設置することし																																				規6-6
簡用	消火バケツ設置制限		能力単位2以上を必要とする対象物に対しては、簡易消火用具の能力単位の数値の合計数が、消火器の能力単位の数値の合計数の1/2を超えてはならない。ただし、アルカリ金属の過酸化物、鉄粉、金属粉、 マグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、又は禁水性物品に対して、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩を設けるときはこの限りではない。（能力単位2未満の対象物には簡易消火用具だけでもよい。）																																						規6-7
大型	大型消火器設置規定	歩行距離30m以下	危険物政令別表第四に定める数量の500倍以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うものには、各対象部分から歩行距離が30m以下となるように、種類ごとに適応するものを各階ごと設ける。																																				規7-1
緩和	大型消火器設置による		規則（7-1）により大型消火器1台を設置した場合（適応性が同一の場合に限り）は、その範囲内の規則（6-1）（6-2）の基本設置と規則（6-3）（6-4）（6-5）の附加設置の消火器は能力単位の数値の合計数の1/2まで減ずることができる。																																				規7-2
	屋内消火栓、スプリンクラー設置による		施行令11条、12条に定める基準にしたがい屋内消火栓又はスプリンクラーを設置した場合（適応性が同一の場合に限り）はその範囲内の規則（6-1）（6-2）に基本設置と規則 （6-3）（6-4）（6-5）の附加設置の消火器は能力単位の数値の合計数の1/3まで減ずることができる。ただし、11階以上の階には適用されない。																																				規8-1 規8-4
	消火設備設置による		施行令13、14、15、16、17、18条に定める基準にしたがい水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末のいずれかを設置した場合（適応性が同一の場合に限り）は、その範囲内の規則 （6-3）（6-4）（6-5）の附加設置の消火器は能力単位の数値の合計数の1/3まで減ずることができる。ただし、11階以上の階には適用されない。																																				規8-2 規8-4
	消火設備による大型消火器緩和規定		規則（8-1）（8-2）の消火装置が規則（7-1）の大型消火器（車付）と同一適応性の場合は、規則（7-1）の大型消火器を設置しなくてもよい。																																				規8-3
維持	高さ		消火器具は床面からの高さが、1.5m以下の所に設置すること。																																				規9-1
	維持		消火器具は、水その他消火剤が凍結、変質又は噴出するおそれの少ない所に設置すること。ただし、保護をした場合はこの限りではない。																																				規9-2
			消火器には地震による震動等による転倒を防止するための適当な措置を講じること。ただし、転倒により消火剤が漏出するおそれのない消火器にあってはこの限りではない。																																				規9-3
	標示		消火器具を設置した場所には、消火器にあっては「消火器」、バケツにあっては「消火バケツ」、水槽にあっては「消火水槽」、乾燥砂にあっては「消火砂」、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあっては 「消火ひる石」と表示した標識を見やすい位置につけること。																																				規9-4
	車輌に対して		規則（5）の車輌に対しては、道路運送車両法（保安基準）47条（危険物指定数量以上を運送する自動車及び11人以上乗車定員の自動車）により設置すること。																																				規10
制限	二酸化炭素・ハロゲン化物消火器設置制限		令（10-2-1）の二酸化炭素又はハロゲン化物（らだしハロン1301消火器を除く）消火器は、地下街及び総務省令で定める地階、無窓会、その他の場所に設置してはならない。																																				規11
舟車規定	舟について		総トン数5トン以上の舟で推進機関を有するもの。																																				規5-3-1
	車両について		鉄道営業法65号・軌道法76号・道路運送車両法185号にもとづくもの。																																				規5-3-2
	基本設置の所要単位＋附加設置の所要単位−緩和規定の所要単位≦消火器の必要能力単位																																						